

母子・父子家庭などの 支援制度

市では、母子・父子家庭などの皆さんの生活を支援するためにさまざまな制度を用意しています。

必要書類や要件など、詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 子ども育成課 ☎046(252)7201

☎046(255)5080

児童手当制度

出産や転入により受給資格が生じた方は、担当で申請手続きをしてください。

○対象 0歳～中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）の子を養育している方

○支給額 ▽3歳未満Ⅱ1万5千円▽3歳以上～小学校修了前Ⅱ1万円（第3子以降1万5千円）▽中学生Ⅱ1万円

※所得制限限度額以上の方は、子一人につき5千円を支給（特例給付）。

○支給時期 申請をした月の翌月分から支給（月末に出生などをした場合、その翌日から15日以内の申請で、出生などをした月の翌月分から支給）
※原則、2・6・10月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

児童扶養手当

ひとり親家庭には児童扶養手当を支給しています。

○対象 離婚や死亡、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭など

特別児童扶養手当

障がい児を養育している方のために特別児童扶養手当を支給しています。

○対象 知的障がい・身体障がい児を養育している方

母子父子寡婦 福祉資金貸付

母子・父子・寡婦家庭などの子どもが安心して修学

○内容 乳幼児の保育、食事の用意、掃除、買い物など

○期間 原則、同一世帯で年間10日以内

※利用世帯の区分により、一定費用負担があります。

◆家庭生活支援員になりませんか

家庭生活支援員を募集していますので、興味のある方は、担当へご連絡ください。支援をした方には、手当を支給します。

○対象 ホームヘルパー（旧訪問介護員）3級以上・保育士・幼稚園教諭・教員などの有資格者、ファミリーサポート事業の研修修了者

○就業支度資金 小・中・高等（専修）学校、大学、短期大学、専門学校などの入学に必要な資金（4万6000円～58万円）

ひとり親家庭等
日常生活支援

ひとり親家庭等 日常生活支援

病気や仕事で、家事や育児に困っている母子・父子家庭の方などの身の回りを家庭生活支援員が世話します。希望者は、電話で担当へお申し込みください。

○対象 技能修得のための通学、就職活動、疾病、看護、冠婚葬祭などの理由で支援が必要な方

を養育する市内在住の母子・父子家庭の親で、次の要件を全て満たす方

①児童扶養手当を受給するまたは同様の所得水準にある②市指定の養成機関で一定のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる③就業・育児と修業の両立が困難である④過去に高等職業訓練促進給付金などを受給していない

○対象資格 看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など（通信教育は対象外）

○支給額 ▽高等職業訓練促進給付金Ⅱ7万5000円（市民税非課税世帯は10万円）▽高等職業訓練修了支援給付金Ⅱ2万5千円（市民税非課税世帯は5万円）

○対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座（介護職員初任者研修、医療事務、パソコンなど）

○支給額 受講料の6割相当額（上限20万円、下限12,001円）

自立支援 教育訓練給付金

母子・父子家庭の親の雇用安定と就職の促進のため、指定の教育訓練講座を修了した方に「自立支援教育訓練給付金」を支給します。

希望者は、講座の申込・入金前に電話で担当へご相談ください。

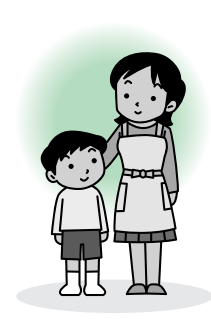
○対象 20歳未満の児童を養育する市内在住の母子・父子家庭の親で、次の要件を全て満たす方①児童扶養手当を受給するまたは同様の所得水準にある②雇用保険法の教育訓練給付の受給資格を有していない（雇用保険を掛けていないまたは掛けから1年未満）③教育訓練を受けることが適職に就くために必要である④過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない

母子福祉白梅会

母子・寡婦家庭の集まりである「白梅会」では、情報交換や慰安会などを行っています。希望者は、電話で問い合わせ先または担当へ。

○会費 年額800円

○問い合わせ先 白梅会（会長・関根）☎046(251)4091（受け付けは正午まで）



ご利用ください「児童館」

児童館は、子どもたちの健康増進と情操教育を目的とし、児童がいつでも誰でも気軽に利用できる健全な遊びの場です。

市内には4カ所の児童館を設置しており、図書室や卓球台などが利用できます。また、団体向けに部屋の貸し出しも行なっています。団体利用をする場合は登録が必要です。詳しくは担当へ。

※マナーを守ってご利用ください。また、児童館は保育施設ではありませんのでご注意ください。

○利用時間 月曜～日曜日（水曜日、祝・休日を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

○対象 18歳未満（幼児が利用する場合は保護者同伴）

※一般利用もできます。詳しくは担当へ。

○利用方法 直接同館へ

担当 子ども育成課 ☎046(252)7969 ☎046(255)5080



座間児童館



児童館で遊ぶ子どもたち

施設名	所在地	電話番号
座間児童館	入谷5-1891-5	046(252)0621
鳩川児童館	座間1-1922	046(255)5738
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1	046(256)0236
相模野児童館	広野台1-46-29	046(256)2419